

議事事項

部会長の選出について

京都府環境審議会条例第5条第1項の規定を準用し、部会には部会長を置き、委員の互選によってこれを定めることとされております。

京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会事務局として、長年、同部会委員を務められ、経験も豊富であり、前期も部会長として尽力された細谷 和海委員を部会長に推薦します。